

## 豊かな暮らしづくり住宅補助金交付要綱

(目的)

第1条 村内で快適な住環境の整備と、安全で安心な暮らしづくりのために、住宅の新築、リフォーム、購入等（以下「建築等」という。）を行う所有者等に対して、この要綱に基づき補助金を交付することにより「都市にはない豊かな暮らし」づくりを支援し、定住定着を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 豊かな暮らしづくり住宅補助金（以下「補助金」という。）は、対象物件に住所を有する者、もしくは事業完了までに住所を有する予定がある者で、自らが村内に10年以上居住する目的で住宅の建築等を行う者を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

(1) 村税等に滞納のある者。ただし、新たに転入しようとする者は前住所地における滞納も含む。

(2) 過去に同一物件において、当該補助金の交付を受けた者

(補助対象の経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、建築等に要する費用とし、土地のみの購入に要する経費は対象としない。

2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川上産吉野材を使用するよう努めなければならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号のいずれかに該当する額とする。

(1) 村内で事業を営む事業者及び事業所（以下「事業者等」という。）において、住宅を新築する場合、対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。ただし、1,000千円を限度とする。

(2) 事業者等において、住宅をリフォームする場合、対象経費に2分の1

を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。ただし、1,000千円を上限とする。

(3) 自らが住宅をリフォームするために、事業者等において材料を購入する場合、対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。ただし、1,000千円を上限とする。

(4) 村内において、住宅を購入した場合、対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。ただし、1,000千円を上限とする。

(5) 前4号に該当する者で、購入後10年以内に事業者等において、川上産吉野材を1.5 m<sup>3</sup>以上使用したリフォームまたは、自らがリフォームする場合、第2条第2項第2号の規定に関わらず、当該補助金の交付を受けられるものとし、対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。ただし、1,000千円を上限とする。

2 事業者等において、川上産吉野材を1.5 m<sup>3</sup>以上使用した住宅の新築及びリフォーム、又は耐震リフォーム（耐震診断及び耐震リフォームの基準は別表に定める）をする場合、前項第1号及び第2号の規定に関わらず、補助金限度額を2,000千円とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に定める書類を添付して建築等を行う前までに村長に提出しなければならない。

(1) 補助金事業計画書（様式第1号の2）

(2) 誓約書（様式第1号の3）

(3) 建築等に係る見積書の写し

(4) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し

(5) 入居者の世帯全員の住民票

(6) 過去2年間分の納税証明書

(7) 連帯保証人承諾書

(8) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 村長は、申請書を受理したときは、直ちに審査委員会を開き、関係課等の意見を聴いた上で、補助の可否及び補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助対象事業の変更)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとする時は、補助金変更承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の変更)

第8条 村長は交付決定者から前条の規定による補助金の変更承認申請書を審査し、当該事業内容の変更について、やむを得ない理由があると認めるときはこれを承認し、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知する。

(完了届)

第9条 交付決定者は、建築等が完了したときは、完了届(様式第5号)に、次に定める書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 請求書の写し(内訳が確認できるもの)

(3) 建築等の写真

(4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の確定及び通知)

第10条 村長は、前条の報告を受けたときは、提出された書類を審査し、補助金の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式6号)により交付決定者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)を村長に提出し、村長は、前条の規定により確定した額を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 建築等を中止したとき。

(2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(3) 目的に反する行為があったとき。

(4) 10年以内に交付決定者及び同居する世帯人全員が村外へ転居したとき。

(5) その他不正行為があったとき。

(補助金の返還)

第13条 村長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前条第4号の場合、次表のとおり返還する義務を負うものとする。ただし、返還額には利息を付さないものとする。

居住年数	返還額
1年未満	補助金の全額
1年以上2年未満	〃 90%
2年以上3年未満	〃 80%
3年以上4年未満	〃 70%
4年以上5年未満	〃 60%
5年以上6年未満	〃 50%
6年以上7年未満	〃 40%
7年以上8年未満	〃 30%
8年以上9年未満	〃 20%
9年以上10年未満	〃 10%
10年以上	〃 0%

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 川上村UJIターン住宅補助金交付要綱（平成22年3月川上村告示第3号）は廃止する。

別表（要綱第4条2項関係）

要綱に定める耐震リフォームの耐震診断及び耐震リフォームの基準

対 象 住 宅
昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅 延床面積が250㎡以下でかつ、階数が2以下のもの（地階を除く） 耐震診断の結果が総合評点1.0未満

対 象 工 事
評点1.0未満を評点1.0以上にする改修 評点0.7未満を評点0.7以上にする改修

備考

川上村既存木造住宅耐震診断支援事業の耐震診断に限る。